



この春から組合員貯金を始めてみませんか!

本組合の『組合員貯金』は、地方公務員等共済組合法に基づき、組合員の生活の安定と福祉の増進を目的として、組合員の皆さんからお預かりしたお金を、安全かつ効率的に運用し、その運用収益を皆さんに利息として還元する事業です。

貯金利率は、令和4年4月1日現在、

年利1.10% (半年複利) となっています。

※変動金利

令和4年
4月1日より
利率が変更
(引き上げ)と
なりました

低金利時代の今だからこそ、ご自身の資産管理は大切です。

高金利で安全性の高い組合員貯金へのご加入をお勧めします。

※組合員貯金への加入については、所属所共済事務担当課を経由してお申し込みください。

積立方法

- **定例積立** (毎月の給料から天引きして積立)
- **ボーナス積立** (6月・12月のボーナスから天引きして積立)
- **臨時積立** (随時に希望額を積立)

払戻日

| | 締切日 ^{注2)} (休日の場合は翌営業日) | 払戻日 (休日の場合は前営業日) |
|---------------------|------------------------------------|---------------------|
| 一部払戻 | 払戻月の15日 | 毎月末日 |
| | 払戻月の前月末日 | 毎月15日 |
| 解約払戻 ^{注1)} | 払戻月の15日 | 毎月末日 |

注1) 解約の場合は解約しようとする月の前月27日までに所属所共済事務担当課を通じて本組合への解約の報告が必要となります。

注2) 締切日は本組合への必着日であり、所属所での締切日とは異なる場合があります。所属所での締切日は、共済事務担当課にご確認ください。

※貯金利率につきましては、金融情勢及び運用状況により適宜見直しを行うこととなります。また共済組合は預金保険制度における金融機関に該当しないことから、共済組合と組合員貯金者との間にペイオフは適用されません。





共済組合の掛金の決まり方

ここでは、はじめて給与明細を受け取った方を想定して、簡単に共済組合掛金の仕組みを説明します。皆さんのお給料から天引きされている掛金は、次のように計算されています。

〔納められた共済掛金は、勤務先から徴収する負担金とともに健康保険事業・年金事業・保健事業などに役立てています。例えば病院にかかったときの医療費は3割自己負担が原則ですが、残る7割の医療費は共済掛金が負担しています。〕

$$\text{標準報酬月額} \times \text{掛金率} = \text{掛金}$$

1 標準報酬月額

掛金を計算する際に重要となるのが「標準報酬月額」です。(いわゆる「手取り額」や「総支給額」ではありません) 資格取得時の標準報酬月額は、就職したときの報酬月額を用いて算定します。これを資格取得時決定といいます。

$$\text{報酬月額} = \text{基本給} + \text{諸手当} \quad (\text{通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外手当など})$$

$$\text{標準報酬月額} = \text{報酬月額を標準報酬等級表に当てはめて決定したもの}$$

例えば、資格取得時の報酬月額が(例)のような場合、標準報酬月額等級表に当てはめると次のようになります。

(例) 197,000円(報酬月額) → 200,000円(標準報酬月額)

(例) 205,000円(報酬月額) → 200,000円(標準報酬月額)

報酬月額が変わっても等級表上は変動がないものとみなされるため、どちらも同じ標準報酬月額になります。しかし、今後昇進等に伴って給料が高くなるにつれ、掛金計算のもとになる標準報酬月額も高くなります。よってこれから先、その分納入すべき掛金は増額していくことが想定されます。

〔4月に決定された標準報酬月額は原則その年の8月まで適用されます。9月からの標準報酬月額は4月・5月・6月の3カ月の報酬月額の平均で決まり、翌年8月まで適用されます。〕

途中で給料が上がったら？あるいは下がったら？

標準報酬月額は年に1回見直されますが(これを「定時決定」といいます)、1年の間で「固定給の変動」に伴う「著しい変動^(※)」があれば、その都度、標準報酬月額を改定します。(これを「随時改定」といいます。)

(※)「著しい変動」とは固定給の変動があった月を含め、以後3カ月の報酬月額の平均額から導かれる等級が現在より2等級以上高い(あるいは低い)場合のことを言います。

2 掛金率

共済組合には以下のような経理があり、それぞれの経理ごとに掛金率が決まっています。

※掛金率表(40歳未満・一般組合員・令和4年度の場合)

| 短期 | 介護 | 厚生年金保険料 | 退職等年金 | 保健 | 合計 |
|-------|----|---------|-------|------|--------|
| 47.00 | 0 | 91.50 | 7.50 | 1.90 | 147.90 |

(単位:%)

端数計算がありますので実際はそれぞれの経理ごとに計算しますが、令和4年度の共済掛金概算例は以下のとおりです。

$$20\text{万円} \times 147.90\% = 29,580\text{円} \quad (\text{1月あたりの共済掛金額})$$

(標準報酬月額)

掛金率は毎年見直され、決定した掛金率はその年の4月から翌年3月まで適用されます。

例えば短期経理では、共済組合が負担した総医療費の増減等の要因で見直しされ、総医療費(共済組合から病院へのお支払い)が多ければ掛金率は上がり、少なければ下がるということになります。

掛金率の上昇抑制のためにも、ジェネリック医薬品や検診などを効果的に活用して健康維持に努めましょう!



共済組合 Q & A

Q1. 『組合員証』とはどのようなものですか？

A1. 新しく組合員になると届け出により「組合員証」が、また、被扶養者には「組合員被扶養者証」が交付されます。組合員証や組合員被扶養者証は、組合員及びその被扶養者の資格を証明するもので、病気やケガなどで保険医療機関を受診するときなどに必要なものですから、大切に保管してください。

破損したり、他人に譲渡したり、記載事項を勝手に直したり、病院に預けたままにしないでください。組合員証や組合員被扶養者証に記載してある事項に変更が生じたり、破損や紛失したときなどには、速やかに共済組合への届け出が必要です。



Q2. 掛金（保険料）はどのように徴収されますか？

A2. 掛金（保険料）は、組合員となった月から、組合員の資格を喪失した日の属する月の前月まで、月単位で徴収されます。従いまして、月の途中で採用された（組合員となった）場合でも、1ヵ月分の掛金（保険料）が徴収されます。

掛金（保険料）は、各所属所において毎月の報酬及び期末手当等から控除し、負担金と併せて共済組合に払い込まれます。



Q3. 父母を被扶養者として認定を受けたいのですが、収入の基準などは？

A3. 父母等を被扶養者として認定する場合は、それぞれの所得が認定基準（年収130万円未満・障害年金の受給者、又は、60歳以上の公的年金受給者は180万円未満）を満たし、さらに夫婦一体の原則（法的に夫婦は互いに協力し扶助し合う義務があります。）により父母等の年間収入を合算して判断しますので、合計所得が認定基準を満たしていることが必要です。なお、被扶養者の認定に際しては、届け出書類の提出が必要となります。



マイナンバーカードが 組合員証等の代わりに使えます！

～健康保険証としての役割を～

使い方

STEP 1

マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器で確認します。

使い方

STEP 2

オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。



通院においても、その他の場面でもマイナンバーカードの健康保険証利用で便利になります



いつもの通院等が便利に！



顔認証で
自動化された受付

受付

支払い

窓口での限度額以上の医療費の一時
支払いが不要

診療・薬剤処方

正確なデータに
基づく診療・薬の処方
が受けられる



こんなところも簡単・便利に！

- 特定の健診や薬の情報をマイナポータルで閲覧できる
- マイナポータルからe-Taxに連携し、確定申告が簡単に
- 健康保険証としてずっと使える

※利用にあたっては、事前の登録が必要です。また、使用はマイナンバーカード対応医療機関・薬局に限られます。



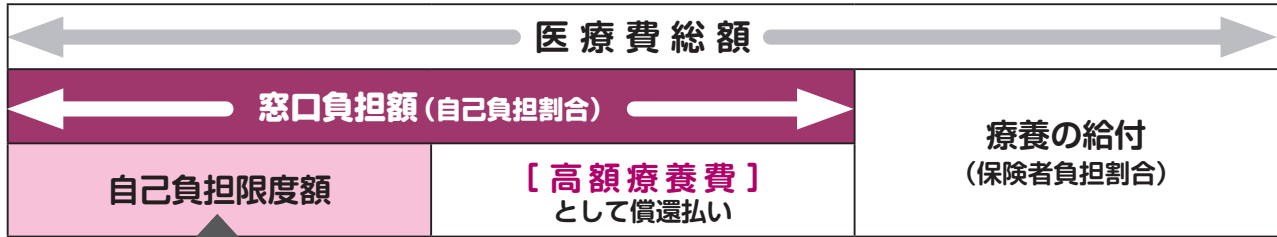
医療保険制度って何？

高額療養費制度について

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその被扶養者が安心して生活を送れるようにするための制度で、共済組合が医療保険者として皆さんから掛金を納付いただき、安心して公務に従事していただけるよう、事業運営を行っています。

事業の一つである高額療養費制度とは、同一月にかかった医療費の自己負担額が軽減されるものです。医療機関を受診するときは、原則、医療費の3割（未就学児や70歳以上の者は2割）を窓口で支払いますが、入院等で医療費が高額になると、医療費の支払いは大きな負担となります。組合員や被扶養者の自己負担額が高額になるときは、自己負担額から下記の自己負担限度額を超える金額を「高額療養費」として共済組合から償還（支給）されます。

高額療養費の自己負担限度額（70歳未満）



| 区分 | 標準報酬月額（所得区分） | 高額療養費算定基準額（自己負担限度額） |
|----|---------------|--|
| ア | 83万円以上 | 252,600円+（総医療費－842,000円）×1%【多数該当：140,100円】 |
| イ | 53万円以上～83万円未満 | 167,400円+（総医療費－558,000円）×1%【多数該当：93,000円】 |
| ウ | 28万円以上～53万円未満 | 80,100円+（総医療費－267,000円）×1%【多数該当：44,400円】 |
| エ | 28万円未満 | 57,600円【多数該当：44,400円】 |
| オ | 低所得者 | 35,400円【多数該当：24,600円】 |

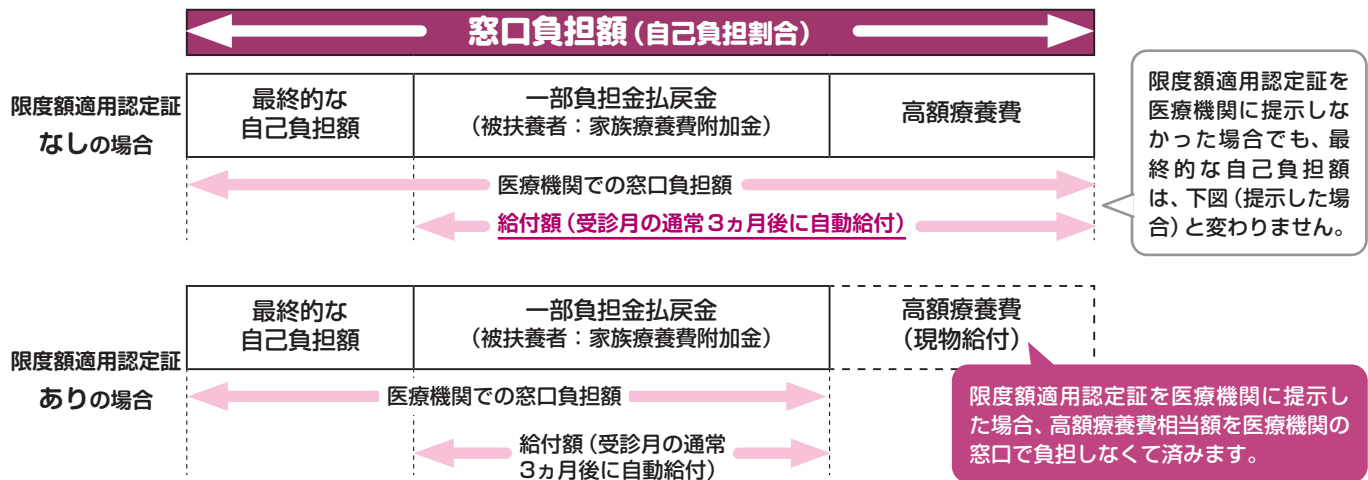
※70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額については、上記と異なります。

※多数該当の金額は、過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額です。

医療費が高額になりそうなときは「限度額適用認定証」の交付を検討しましょう！

高額療養費制度では、70歳未満の方の医療費が高額になり自己負担限度を超えた場合、その超えた分が後から「高額療養費」として償還（支給）されます。ただし、償還（支給）までにはおよそ3ヵ月以上かかるため、一旦は多額の費用を窓口で支払っていただくことになります。しかし、事前に「限度額適用認定証」の交付を受けていれば、医療機関の窓口で提示することで、支払いを自己負担限度までに抑えることができます。

「限度額適用認定証」を医療機関に提示した場合としなかった場合の比較



限度額適用認定証を医療機関に提示しなかった場合でも、最終的な自己負担額は、下図（提示した場合）と変わりません。

限度額適用認定証を医療機関に提示した場合、高額療養費相当額を医療機関の窓口で負担しなくて済みます。

奈良県市町村職員共済組合における医療費は全国的に高く、医療費の削減が大きな課題となっております。新規採用組合員の皆さんにおかれましては、日々の健康増進を意識いただき病気などを未然に防ぐとともに、万が一の場合は手術や入院が必要となる前に速やかに医療機関等を受診しましょう。
皆さんが健康な毎日を送ることができるよう、医療保険者として様々な取り組みを行ってまいりますので、今後ともご協力を何卒よろしくお願いいたします。



医療費削減にご協力ください

皆さんの協力があれば、医療機関での窓口負担が軽減され、医療費全体の削減につながります。



✓ かかりつけの医師に相談を！

風邪などの軽い病気であれば、大きな病院と開業医では治療内容はほぼ変わりません。かかりつけの医師を持ち、気になることがあったらまずはかかりつけの医師に相談しましょう。

✓ 平日の時間内に受診できませんか？

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。

休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。

※休日や夜間に医療機関に支払われる医療費は高く設定されています。

✓ 重複受診は控えましょう。

同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。

✓ 薬のもらいすぎに注意！

薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。薬のもらい過ぎは医療費を増やしてしまうだけでなく、薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。

お薬手帳の活用などにより、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。

✓ 後発医薬品を利用しましょう！

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同じ有効成分で製造された医薬品です。ジェネリック医薬品の使用は、お薬代の軽減と本組合短期財政の負担軽減につながります。



資格取得者転入の年金 ～あなたの年金はどこから？～

他共済から転入してきた方の年金決定について

すでに年金を受給している方が転入してきた場合、転入後に年金の決定を行います。
また、転入後に以前に加入していた共済組合から必要書類が本組合に揃い次第年金決定を行います。

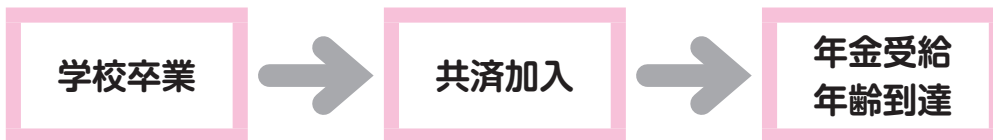
例 年金受給者の方で、これまで国家公務員共済組合の加入者が
令和4年4月1日から奈良県市町村職員共済組合に転入した場合



▶ 令和4年4月分までは国家公務員共済組合から年金が支払われます。
5月分以降は市町村職員共済組合から年金を支払います。

年金を受給していない方について

① 学校を卒業して資格取得した方（厚生年金未加入者）



▶ 年金は共済組合（厚生年金）と日本年金機構（国民年金）から支払われます。

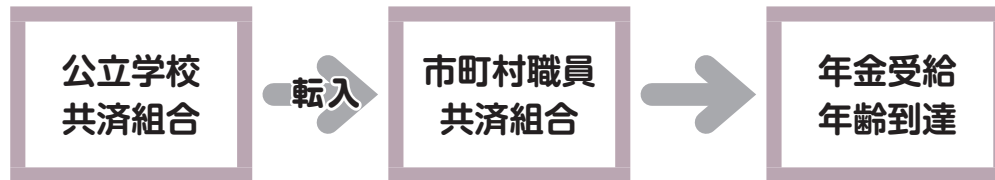
② 前歴に会社員として勤務していた方（厚生年金加入者）



▶ 年金は共済組合（厚生年金）と日本年金機構（厚生年金と国民年金）から支払われます。



③ 前歴に他共済で勤務していた方（例：公立学校共済組合から市町村職員共済組合へ転入）



▶ 年金は市町村共済組合（厚生年金）と日本年金機構（国民年金）から支払われます。

年金課からのお願い

**各共済組合※から年金を受給している方が
再就職した場合、
『年金受給権者再就職届書』と『年金証書』
の提出が必要です。**

※…各共済組合とは「地方職員共済組合」、「市町村職員共済組合」、「警察共済組合」、「公立学校共済組合」、「国家公務員共済組合」のことを指します。

注意！

- ①必要書類を提出いただいてから年金決定までに数ヵ月要することがあります。
- ②給与所得に応じ年金が一部、又は全額支給停止になります。
- ③支給年金額については、年金決定後に発行される「年金証書」等により確認いただくことになります。

